

## 名古屋都市計画地区計画の決定（日進市決定）

都市計画芦廻間地区計画を次のように決定する。

	名 称	芦廻間地区計画
	位 置	日進市岩崎町芦廻間・野田・根裏・石兼の各一部
	面 積	約 11.2ha
区域の整備開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は日進竹の山南部土地区画整理事業区域に隣接する昭和 40 年代に旧住宅地造成事業法団地として整備された地区である。これまで、自治会で定めた建築規約により良好な住環境を維持してきたが、近隣での土地区画整理事業等の影響を加味し、今後も良好な住環境を維持・向上する必要がある。そこで本計画では、計画的な建築物等の規制・誘導を行い、良好な住環境の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>地区を A 地区、B 地区に区分し、低層の戸建て住宅を主体とした良好な住環境の形成を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>区分された各地区の特性に応じた土地利用を図るため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度についての必要な基準を定める。</p> <p>また、防犯・防災・事故防止等にも配慮した安心安全な土地利用を図るため、壁面の位置の制限をする。</p>

	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区
		地区の面積	約 10.7ha	約 0.5ha
地区建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1)住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第130条の3で定めるもの 2)長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 3)学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) 4)神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5)老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 6)公衆浴場 7)診療所 8)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 9)前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5で定めるものを除く。)	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1)住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第130条の3で定めるもの 2)長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 3)学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの 4)神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5)老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 6)公衆浴場 7)診療所 8)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 9)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の2で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 10)前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5で定めるものを除く。)	
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(以下「外壁面等」という。)から隣地境界線までの距離は1m以上とする。 ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 1)外壁面等から隣地境界線までの距離の限度に満たない部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分 2)物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5m以下で、かつ、外壁面等から隣地境界線までの距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10㎡以内の建築物又は建築物の部分 3)建築物の附属部分等が出窓(床面積に算入されるものを除く。)、ベランダその他これらに類するもの	外壁面等から隣地境界線までの距離は1m以上とする。 ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 1)外壁面等から隣地境界線までの距離の限度に満たない部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の建築物又は建築物の部分 2)物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5m以下で、かつ、外壁面等から隣地境界線までの距離の限度に満たない部分の床面積の合計が10㎡以内の建築物又は建築物の部分 3)建築物の附属部分等が出窓(床面積に算入されるものを除く。)、ベランダその他これらに類するもの	
	建築物等の高さの最高限度	9mとする。	9mとする。	

「区域、地区の区分、壁面の位置の制限及び土地利用の制限の区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

本地区における良好な住宅地としての環境を保全・形成するため、きめ細かい建築物等の規制・誘導についての制限を設ける。